

## 【学校生活の心得と服装】について

「流汗求道」 この言葉は、八尾北高校の校訓であり教育目標である。この言葉の意味は、3年間の厳しい高校生活に耐え、努力した生徒のみが卒業時に心と身体でしみじみ感じ得るものだと思う。

この高校時代は人間の長い一生のなかで、心身共に一大成長をとげ、自分自身の生涯を左右する重大な体験を積む時期だと言える。この時期には、特に日々の生活振りをじっくりかえりみてほしい。

授業中はどうであったか、クラブ活動ではどうであったか、学校行事にはどんな態度で参加していたか、生活面で悪い習慣をつけてしまっていないか…。学校での生活、家庭での生活を深くみつめ、深く考え、高校時代を精一杯、自分の心と身体で立ち向かって行ってほしい。常に自分の行いを反省し、心をひきしめて、ぎりぎり一杯の力を出しきる毎日の生活を送れる構えを作ってもらいたい。

高校生の年代になるとみなさんもいろいろ学ぶことによって、だんだんと自分の考え方を持つようになってくると思う。それはそれなりに良いことであり成長していることの証拠でもある。しかし、これをはきちがえて、自分の思い通りに、勝手気ままにふるまうことが自由であり、自主的であると考え、人の注意や学校のきまりを束縛ととらえて、きびしすぎるとか、こんなことぐらい良いではないかとか、自分勝手な理屈でそれに反発したり、きまりを軽んじたりするとしたら、これは大きな間違いである。自主性でも、自分の成長でもない、墮落である。

高校生活の中で、自らを鍛える中で「流汗求道」の真の意味を悟り、社会に巣立って行ってほしいと願っている。

### 1 高校生活全般について

- 1 お互いの人格を尊重し敬愛の念を持って接し、規律や礼儀を重んじること。いじめ行為は決して許されない。
- 2 授業、学校行事、部活動には、真剣にまた研究的に取り組むこと。
- 3 理由なき欠席、遅刻、早退、授業怠業は絶対にしないこと。
- 4 本校の制服に誇りを持ち、常に正しく着用し、身なりは常に質素、清潔にすること。
- 5 化粧、エクステ、パーマ、毛染め、脱色は禁止する。また装飾品の着用、入れ墨、タトゥー等は禁止する。校内で、装飾品を着用していた場合、預かり指導となる。
- 6 飲酒、喫煙、暴力行為は厳禁とする。また酒、煙草、喫煙具及び心身を害すると思われる薬品類を所持することを禁止する。酒とは、法規制にかかわらず、飲酒を誘発するようなノンアルコールビールやその同等品・類似品類も含む。同様に煙草とは、法規制にかかわらず、喫煙を誘発するような電子タバコ（VAPE やその同等品・類似品）を含む。
- 7 パソコン・スマートフォン等を用いて、SNSを利用する場合、個人情報保護の観点に留意し、トラブルにならないように適切に使用すること。
- 8 生徒証明書は常に携帯すること。また、この「生徒の手引き」は3年間保存し熟読しておくこと。
- 9 単車等（バイク・自動車・フル電動付自転車・キックボードを含む）について、これらを使用する場合は、家庭の責任においてお願いします。また次の行為は、懲戒指導の対象とし厳しく指導します。

#### 懲戒指導の対象

- ①単車等通学（同乗者も同じ。）
- ②制服（体操服などの学校指定品を含む）で単車等に乗車・運転すること（同乗を含む）。
- ③交通違反が発覚したとき。

- 10 校舎、校具その他の公共物を大切に扱うこと。
- 11 校内・校外を問わず、賭博・賭け事はしてはいけない。

## 2 校内生活について

- 1 登下校について
  - (1) 登校・始業時刻を次のように定める。  
登校8時30分・始業8時45分
  - (2) 下校時刻を次のように定める。  
年間を通じて17時00分。やむを得ずその時刻以後、学校に残る場合は所定の手続きをとり、必ず関係の先生の付き添いを必要とする。
  - (3) 登校後はその日の終礼終了まで校外へ出てはいけない。  
ただし、外出の必要のある場合には、学級担任へ届け、生活指導部に許可を得る。
- 2 校舎内外の清潔、整頓に心がけ、互いに協力して学校の美化に努める。
- 3 日々の掲示、放送に注意する。
- 4 集合時には時刻を厳守し、常に5分前集合を意識し、敏速、静粛に行動し、良識ある態度で臨む。
- 5 禁止された時間、場所では飲食をしない。
- 6 みだりに金銭、物品の貸借をしない。
- 7 特別な事情のない限り、保護者、知人などの車やバイクによる送迎を禁止する。
- 8 ホームルーム教室から移動する場合、原則として貴重品は必ず自己管理する。
- 9 下校時には教室内に個人の所持品を一切置かない。
- 10 個人ロッカーは常に清潔に整理し、学校生活に不必要な物（大金や高価な物、玩具、漫画など）はいれないこと。またそれらを持ってきてはならない。
- 11 授業中は指示なく机を移動してはならない。
- 12 机、壁、掲示板、黒板などに落書きをしてはならない。
- 13 校舎、校具を借用し、また校具を移動する場合、あらかじめ学校の許可を受けて実施する。
- 14 次の場合には事前に関係の先生の指導を受けて実施する。
  - (1) 諸種の集会、行事を開催する場合
  - (2) 掲示、放送をする場合
  - (3) 印刷物を出版し、または配布する場合
- 15 次の場合には関係の先生に届け出る。
  - (1) 校舎、校具を破損または破損を発見した場合
  - (2) 所持品を紛失または拾得した場合
  - (3) 納金、提出物を期限内に提出できない場合
  - (4) その他、異常を発見した場合
- 16 常に健康管理に十分留意し、学校で計画された健康診断や相談は進んで受け指示に従う。
- 17 校舎内外での火気の使用は禁止する。

## 3 校外生活について

- 1 18歳未満の立ち入りが禁止されている場所等に出入りしてはならない。
- 2 道路の通行、自転車の運転などには道路交通法を守り安全に留意し、万一事故にあった場合にはすぐに学校に連絡する。

- 3 アルバイトは推奨しない。学校生活を最優先とし、学校がアルバイトについて配慮することはない。やむを得ず行う場合は、家庭でよく話し合い保護者の管理のもと行うこと。
- 4 校外に於ける生徒の服装、言動はただ一個人の問題にとどまらない。学校の名誉と高校生としての誇りと品位を保ち、責任ある行動をしなければならない。特にその言動が一般市民の非難を受けることのないように留意する。

## 4 服装規定について

- 1 制服は男女とも本校指定の色、型で本校指定業者が採寸、縫製したものに限る。
  - ①制服の改造は認めない。改造した場合は、その制服を預かり、卒業時に返却するものとする。必要な場合は、買い直しを求める。
  - ②スカート丈については、入学時に指定の業者に膝頭（膝中央上 5cm）を上限とし希望の長さで採寸を行う。
- 2 通学に際し、本校指定の制服を着用すること。また常に清潔に心がけ端正なものでなければならない。

ただし、休業日に限り、部活動のために登校する場合に限り、部活動で指定した統一の移動着で登校することができるものとする。この時、クラブ顧問は事前に生活指導部自主活動育成担当に届け出、教職員に周知するものとする。
- 3 本校の服装の校則について

### 5月から10月末（制服調整期間）

男女ともに次の制服を自分の体調に合わせて着こなし体温調節を行う。

「スカートまたはズボン」と「カットシャツまたは指定のポロシャツ」は必須、カットシャツは無地で色は白とする。ポロシャツは学校指定のものとする。

### 11月から4月末（冬服着用期間）

男女ともに冬服を着用する。

「スカートまたはズボン」と「ブレザーとカットシャツ」は必須

①男女とも、防寒のため、ブレザーの下に着るセーター、カーディガン、ベスト（ダウンベスト（襟やフードがないもの）を含む。）の色は白・黒・紺・茶・グレー・ベージュのみとし、無地・単色で華美にならないようにする。しかし、カットシャツが見えなければ不可とする。トレーナー、パーカー類は着用禁止とする。

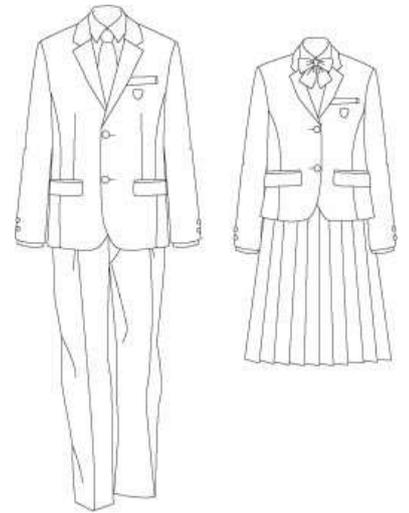
②コート、ウィンドブレーカー、ダウンジャケットなどの防寒着は、ブレザーの上からの着用とし、校内での着用は次ページの規定のとおりとする。

※必要な場合は、防寒着（上着）を校内で着用することができるが、次のことを守ること。

- ①防寒着（上着）として認めるものは、前開きの形態のもので、ブレザーの上から着られるものに限る。
- ②期間は12月～3月（その他の期間は、取り上げ指導を行う。）
- ③授業（HR 時を含む）中の着用は認めない。
- ④必ずブレザーの上から着用すること。
- ⑤スカートの下にズボンをはくスタイルは認めない。
- ⑥登校時、福祉棟前ではブレザーの着用の確認を行うため、防寒着（上着）を脱いで通過すること。

4 本校所定の服装は次の通りとする。

男子・女子 制服 →  
リボン・ネクタイの着用は自由



5 履き物について

- ① 男女ともに通学時及び学校生活においては、くつを使用する。ブーツ、ムートン、下駄、つっかけ、ぞうり、クロックス®などの使用は禁止する。
- ② 校舎内及び学校指定の場所では、本校指定の上履き（学年色別）を使用する。但し、体育館フロア内のみ本校指定の体育館シューズを使用する。校外へ外出するときは、上履きの使用は禁止する。

6 その他

病気その他の理由により、以上に示された服装規定以外の異装を必要とする場合は、担任を通じ生活指導部に申し出て異装許可を受けること。

## 5 携帯電話、スマートフォン、イヤフォン等について

- 1 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ、イヤフォン等（以下携帯電話等）については以下の校則に従い、厳しく指導する。
- 2 携帯電話等の取り扱いの校則

授業中使用原則禁止とする。「見ない、見せない（出さない）、触らない、電源を切って鞆の中にしまっておく」が原則であり、授業中に使用または鳴動した場合、携帯電話等を取り上げて預かり、担任及び学年生指より指導を行い生徒本人に返却する。但し、回数が増えれば保護者同伴での指導や預かり指導とする。また、前年度の指導状況によっては、指導内容を厳しくする場合もある。

3 テスト中の携帯電話等の取り扱いの校則

携帯電話等の電源を切って、カバンの中に入れてなければならない。電源を切ってもカバンの中に入れていない時や、使用した場合は「不正行為」とし、懲戒処分を与える。使用とは掛ける、受ける、時間を見る、付属機能を使う、メールを見る、打つ等をいう。又、音（マナーモードも含む）が鳴った場合は、その生徒に状況に応じて懲戒処分も含めた処分、及び指導を与える。  
テスト受験中の者に対して外から携帯電話等を使用した者についても「不正行為に準ずる行為」として処分・指導対象とする。

4 スマートフォン等を用いて、SNSを利用する場合、個人情報保護の観点に留意し、SNSの特性をしっかりと理解した上で、適切に行うこと。

### 段階指導

- 1 回目：担任、学年生指指導＋反省文  
(学年生指より嚴重注意と2回目以降の指導の説明の上返却)
- 2 回目：2日預かり＋学年生指指導、担任指導、保護者連絡、反省文＋課題
- 3 回目：保護者呼び出し生活指導部長訓戒 3日預かり＋学年生指、担任指導、反省文＋課題
- 4 回目：保護者呼び出し校長訓告 4日預かり＋学年生指、担任指導、反省文＋課題
- 5 回目：停学1日（土日を除く） 5日預かり＋学年生指、担任指導、反省文＋課題

※前年度2回（2日預かり）以上の指導を受けた生徒は、次年度以下のような指導に変更する

1回目：2日預かり＋担任、学年生指指導＋反省文＋課題

（学年生指より嚴重注意と2回目以降の指導の説明の上返却）

2回目：3日預かり＋学年生指、担任指導、保護者連絡、反省文＋課題

3回目：保護者呼び出し生活指導部長訓戒 4日預かり＋学年生指、担任指導、反省文＋課題

4回目：保護者呼び出し校長訓告 5日預かり＋学年生指、担任指導、反省文＋課題

5回目：停学1日（土日を除く） 6日預かり＋学年生指、担任指導、反省文＋課題

ただし、前年度、3回目、4回目の指導を受けた者に関してはこの限りにあらず

## 6 遅刻（無断欠席含む）指導について

1 本校は社会に出てすぐに適応できる生徒を育成するため、遅刻に関しては厳しい指導を行っている。  
指導はポイント制で段階指導を行う。

### 2 指導ルール

- ① ポイント制を敷き、遅刻・業間遅刻の入退室を1ポイントとする。「1期內3ポイント」で遅刻指導の対象とする。ただし、その期の日数や取り組みによってポイント数は変更する場合がある。
- ② 原則として1か月を1つの期間とし、期間内の端数遅刻ポイントは切り捨て制で次回は0ポイントから始める。しかし、段階は年度内積算制を採用している。
- ③ 段階指導を受ける者は早朝登校指導が義務付けられている。
- ④ 早朝登校未完了者は指導拒否として処分対象となる。
- ⑤ 遅刻停学は、試験中原則として凍結する。
- ⑥ 遅刻停学の場合、停学の日数と解除の日の日数分、毎日8時に登校させる。
- ⑦ 遅刻を常習する者には、前年度の指導状況をもとに、次年度の段階指導を1段階引き上げて指導を行う。
- ⑧ 大幅な遅刻（9:11以降の遅刻）には、別の指導を課すことがある。
- ⑨ 授業怠業や無断早退は、業間遅刻にあたる場合、遅刻ポイントが加算される。

### 段階指導

担任が3ポイント以前（2ポイント目途）で保護者にルールを事前告知する

1段階（1回目）で生活指導部指導	生徒のみ
2段階（2回目）で生活指導部＋学年指導	生徒のみ
3段階（3回目）で学年指導＋挨拶運動＋学年主任訓戒	保護者同伴
4段階（4回目）で学年指導＋挨拶運動＋生指部長訓戒	保護者同伴
5段階（5回目）で停学3日	保護者同伴
6段階（6回目）で停学5日	保護者同伴

## 7 自転車通学について

- 1 自転車通学を希望する者は学校から配付するステッカー（学年色別）を指定された場所に必ず貼っておくこと（ステッカーは年度ごとに更新）。
- 2 警察に防犯登録をしておくこと。
- 3 自転車は必ず駐輪場の指定された場所にきちんと整列しておき、施錠しておくこと。
- 4 二人乗りは決してしてはならない。

- 5 交通法規をよく守り、無理な運転をせずに他の通行者の邪魔にならぬように心がけること。
- 6 運動場や校舎内へ自転車を乗り入れないこと。
- 7 自転車保険に加入すること（本校では、最低限全員「全国 PTA 連合会の賠償責任保険」に加入している。ただし、賠償内容をご家庭で確認し、内容が不足している場合は追加で加入すること）。

## 8 その他

- 1 問題行動が発生した場合は、本校の生徒懲戒規定により補導委員会で審議を行い懲戒処分を与える。
- 2 掃除当番、日直は、常に校内及び教室の美化に努め、HR 担任の指示に従い行うこと。
- 3 細かな指導内容は、校内で別に定めた「生活指導マニュアル」をもとに指導する。また、生徒に必要な内容については、年度当初に、掲示や配付を行うので確認しておくこと。

(令和6年10月1日現在)